

令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託(以下「本業務」という。)の公募型プロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託

(2) 業務内容

別添「令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託仕様書」のとおりとする。ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様は本プロポーザルにより選定する委託先の提案内容をもとに発注者と協議して決定する。

(3) 履行期間

委託契約締結の翌日から令和9年1月29日まで

(4) 契約上限額

2,079千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 綾瀬市入札参加資格停止要綱(平成17年4月制定)に基づく、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。

- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (6) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
- (7) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。
- (8) 対象業務の業種について本市での競争入札参加資格者名簿に登録していること。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項 目	期 間
公募開始	令和8年4月20日(月)
質問受付	令和8年4月20日(月) ～令和8年5月11日(月) 17時
質問回答	令和8年5月26日(火) (質問に対する回答を順次掲載)
参加申込書提出 (持参もしくは郵送)	令和8年5月27日(水) ～令和8年6月4日(木) 17時
参加資格確認結果通知、提案書 等提出要請書通知	～令和8年6月9日(火) (電子メールにて通知)
提案書等の受付 (持参もしくは郵送)	令和8年6月9日(火) ～令和8年6月19日(金) 17時
一次審査(書類)	令和8年6月24日(水)
一次審査結果通知日	令和8年7月2日(木)
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年7月14日(火)
審査結果通知日	令和8年7月24日(金)以降
契約締結	令和8年7月31日(金)(予定)

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

5 質問の受付

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること

(1) 受付期間

令和8年4月20日（月）～5月11日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

「質問票（様式1）」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後は、受信確認のため、秘書広報課へ電話連絡をすること。

(3) 回答方法

令和8年5月26日（火）までに、市ホームページで随時掲載する。

6 参加申込

(1) 受付期間

令和8年5月27日（水）～6月4日（木）17時（必着）

(2) 提出方法

秘書広報課に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 事業者の概要（様式3）

7 参加資格確認結果通知、提案書等提出要請書通知

令和8年6月9日（火）までに参加資格確認結果通知書、提案書等提出要請書通知書を電子メールにて通知する。

8 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年6月9日（火）～6月19日（金）17時（必着）

(2) 提出方法

秘書広報課に持参もしくは郵送で提出。

(3) 提出書類

提出書類	注意事項
公募型プロポーザル	正本についてのみ押印すること。

提案申請書(様式4)	
業務経歴書(様式5)	
業務実施体制及び配置予定者調書(様式6-1~6-3)	
工程表(任意様式)	
提案書(任意様式)	<p>①作成要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙：A4版 ・フォント：任意 ・フォントサイズ：12ポイント程度 ・ページ数：両面印刷、表紙及び目次を除き40ページ以内(用紙20枚) <p>②表紙記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者名称 ・件名：令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託提案書 <p>③企画提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を参照し作成すること <p>※その他、委託金額の範囲内で対応可能な提案等があれば記載すること</p>
見積書(任意様式)	<p>ア本業務に要するすべての費用について記載すること(単価、人員、人日等積算の内訳がわかるよう詳細を記載する。)</p> <p>イ 見積書に記載した経費の内訳について、積算根拠がわかるように記載すること</p> <p>ウ 見積書の正本には、住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し押印すること</p>

※その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出すること。

(4) 提出部数等

- ・ 原本 1部
- ・ 副本 10部

・提案書のPDFデータ

※原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式7）を秘書広報課に提出すること。

9 優先交渉権者の選定手順

本市職員等で構成する「令和8年度あやせタウンガイド作成業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）で、参加事業者の提案内容等を審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア 委員会の委員長、副委員長が評価基準に基づき、一次審査（書類）を実施する。

一次審査の時点で参加数が4者以上の場合は、一次審査の上位3者を二次審査の対象とする。

イ 一次審査の通過者に対し、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

二次審査への参加の可否について、電子メールで通知する。

ウ 二次審査は、委員会の委員が評価基準に基づき、評点を行う。なお、評点は一次審査の点数と合計する。

エ ウで最高点を獲得した事業者を優先交渉権者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
企画提案	・すべての世代が手に取りやすいようなデザインとなっているか。	10
	・構成及びデザインが分かりやすく、見出し、写真、イラスト、地図などの使い方が効果的か。	10
	・文章の流れや文字の大きさ、形は読みやすいか。 高齢者、障がい者等への配慮はあるか。	15

	<ul style="list-style-type: none"> ・配色の仕方は効果的か。 ・紙質は読みやすさや保管しやすさに配慮しているか。 ・アピールできる独自性や優位性があるか。 	10 10 10
実績	・本業務と類似する業務の構成及びデザインが分かりやすく、見やすいものであるか。	10
実施体制	・本業務を確実に処理するための十分な基盤と体制が確保されているか。	10
	・実現性があり、高い効果を見込むスケジュールとなっているか。	10
見積書	・見積金額について、積算根拠が明瞭であり、提案の内容に対し妥当なものであるか。	5
合計		100

(3) 結果通知

二次審査の結果は、令和8年7月24日（金）以降、二次審査参加者のみに結果通知書を通知するほか、本市のホームページ上で公開する。

なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(4) 契約の締結

審査の結果により、最高得点者が優先交渉権者となり、事業の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合、次順位である者を優先交渉権者として契約交渉を行うことができるものとする。

(5) 応募者が一提案者のみの場合

審査において、委員会が本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を優先交渉権者として決定する。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査の通過者は、次のプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

(1) 開催日

令和8年7月14日（火）

(2) 会場・時間

一次審査の結果とともに電子メールで通知。

(3) 出席者

3名以内

(4) 実施方法等

提案書に基づくプレゼンテーション。

本業務の主任担当者及び担当者となる者が必ず出席すること。

ア 15分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分程度行う。

イ パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。なお、プロジェクター（HDMI ケーブル）及びスクリーンについては、本市において用意する。

(5) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

1.1 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

(4) 見積書の金額が2(4)の上限額を超える場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

1.2 留意事項

(1) 本業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 本プロポーザルに参加する費用等は、全て参加者の負担とする。

- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、本プロポーザルにかかわる検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(本市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある)。
- (8) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員となることはできない。
- (9) 参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- (10) 提出した書類の変更はできない。
なお、本提出書類について後日参考資料を求めた場合、求めに応じること。
- (11) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は、提案書を無効とする。
- (12) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

1 3 問い合わせ先（提出先）

綾瀬市 市長室 秘書広報課 広報戦略担当

所在地：〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

電話：0467-70-5606（直通）

FAX：0467-77-8477

Eメール：wm.705606@city.ayase.kanagawa.jp